ご不幸連絡

み春野自治会

令和 年 月 日

み春野自治会会則第3条(慶弔規程)に基づき下記について連絡します。

なお訃報情報の集会所掲示板及び自治会HPへの掲載についてご遺族の同意を得ています。

フリカ・ナ					フリカ・ナ			
ご逝去者氏名					喪主			
フリカ・ナ						1	班	住所
会員氏名 (世帯主)					関係 続柄			
ご逝去日時		令和	年	月	B			
	日 時	令和	年	月	日	時 ~		
お通夜	フリカ゛ナ							
	場所							
	TEL							
告別式	日時	令和	年	月	日	時 ~		
	フリカ゛ナ							
	場 所							
	TEL							
備考	2. 李颐白沁众	小田 七数						
 み春野自治会会則抜粋 付則 (平成16年4月11日 第4回通常総会第6号議案) この自治会会則は平成十六年四月十一日から施行する(慶弔) 第3条 会員と同居している家族及び親族等が死亡した場合は、香典として3千円を支出するものとする。なお、会員はすみやかに所属する班の班長もしくは副班長に連絡するものとする。会員から連絡を受けた班長もしくは副班長はすみやかに自治会の班担当役員に連絡するものとする。また、会員の承諾を受けた場合には、集会所の掲示板及び自治会ホームページに訃報を掲載するものとする。 								
	備考欄 □ 香典 □ 香典	への記載事項例 ・供花等は固く辞退・供花等は辞退され ・供花のほか弔問等	されています ıています	-				·
 ※公開同意の確認 ← 訃報情報入手時に必ず確認すること □同意あり 公開範囲:□掲示板・HP □同一班内 □同意なし 【自治会使用欄】 会長 担当役員 班長 ※ 班長は公開同意の有無を確認すること 								